

改正

平成18年3月31日告示第51号

平成20年3月28日告示第40号

平成28年3月31日告示第36号

平成29年3月31日告示第26号

令和2年3月31日告示第18号

令和3年4月30日告示第55号

五島市居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）の支払の特例（以下「居宅介護住宅改修費等受領委任払」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（居宅介護住宅改修費等受領委任払）

第2条 この要綱において「居宅介護住宅改修費等受領委任払」とは、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）が、法第45条第1項に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）の事業を行う者でこの要綱に基づき五島市の登録を受けたもの（以下「住宅改修事業者」という。）に住宅改修を行わせたときに、居宅介護住宅改修費等の受領の権限を、当該住宅改修事業者へ委任することをいう。

2 市長は、居宅要介護被保険者等が、介護保険法施行規則（平成11年省令第36号）第26条第1項に規定する被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けている場合、法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けている場合又は法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けている場合については、居宅介護住宅改修費等受領委任払を行わないものとする。

（住宅改修事業者の登録）

第3条 住宅改修事業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は介護保険住宅改修給付券取扱事業者登録申請書（様式第1号。以下「事業者登録申請書」という。）を市長に提

出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、住宅改修の事業を行う者の申請により、住宅改修の事業を行う事業所ごとに行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、審査のうえ登録を決定したときは、申請者に対し、介護保険住宅改修給付券取扱事業者登録決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（住宅改修事業者の届出）

第4条 住宅改修事業者は、事業者登録申請書の記載事項に変更があったときは、介護保険住宅改修給付券取扱事業者変更届出書（様式第3号）により速やかに市長に届け出なければならない。

2 住宅改修事業者は、登録に係る住宅改修の事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、介護保険住宅改修給付券取扱事業者廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により速やかに市長に届け出なければならない。

（住宅改修事業者の登録の取消し）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該住宅改修事業者に係る第3条第3項の規定による登録の決定を取り消すことができる。

- （1） 居宅介護住宅改修費等の支給に関し不正があったとき。
- （2） 登録内容に虚偽があったとき。
- （3） その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録の決定を取り消すときは、介護保険住宅改修給付券取扱事業者登録取消決定通知書（様式第5号）により当該住宅改修事業者に通知するものとする。

（給付券の交付）

第6条 居宅介護住宅改修費等受領委任払を希望する居宅要介護被保険者等は、介護保険住宅改修給付券交付申請書（様式第6号。以下「給付券交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 工事費内訳書
- （2） 工事内容の見取図
- （3） 住宅改修に係る理由書
- （4） 住宅所有者の承諾書（住宅所有者が住宅改修を行う居宅要介護被保険者等でない場合に限る。）

2 市長は、前項の規定により給付券交付申請書の提出があった場合において、その内容を適当と

認めるときは、介護保険住宅改修給付券（様式第7号。以下「給付券」という。）を当該居宅要介護被保険者等に交付するものとする。

（給付券の変更）

第7条 居宅要介護被保険者等は、給付券の交付を受けた後に、当該給付券の記載項目に変更があるときは、介護保険住宅改修給付券変更申請書（様式第8号。以下「給付券変更申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 工事費内訳書
- （2） 工事内容の見取図
- （3） 住宅改修に係る理由書
- （4） 住宅所有者の承諾書（住宅所有者が住宅改修を行う居宅要介護被保険者等でない場合に限る。）

2 市長は、前項の規定により給付券変更申請書の提出があった場合において、その内容を適当と認めるときは、新たに給付券を当該居宅要介護被保険者等に交付するものとする。

3 居宅要介護被保険者等は、給付券変更申請書を提出するときは、既に交付されている給付券を市長に返還しなければならない。

（給付券の再交付）

第8条 居宅要介護被保険者等は、給付券の交付を受けた後に、紛失、焼失、破損、汚損その他の理由により当該給付券の再発行が必要になったときは、介護保険住宅改修給付券再交付申請書（様式第9号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 給付券の破損又は汚損をした場合には、前項の再交付申請書に、当該破損又は汚損をした給付券を添えなければならない。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、新たに給付券を当該居宅要介護被保険者等に交付するものとする。

4 居宅要介護被保険者等は、給付券の再発行を受けた後、紛失した給付券を発見したときは、直ちに、発見した給付券を市長に返還しなければならない。

（支給の申請）

第9条 居宅介護住宅改修費等受領委任払に係る当該費用の支給を受けようとする居宅要介護被保険者等は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 給付券

- (2) 領収書
- (3) 住宅改修前後の写真
- (4) 工事費内訳書

(居宅介護住宅改修費等の支給)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、居宅介護住宅改修費等の支給を決定したときは、当該住宅改修事業者に対しては介護保険住宅改修費受領委任払決定通知書(様式第11号)により、当該居宅要介護被保険者等に対しては介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給(不支給)決定通知書(様式第12号)により通知するとともに、当該申請に係る居宅介護住宅改修費等を支払うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日告示第51号抄)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日告示第40号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第36号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第26号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第18号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月30日告示第55号)

この告示は、令和3年4月30日から施行する。

介護保険住宅改修給付券取扱事業者登録申請書

年 月 日

(宛先) 五島市長

申請者 住 所
氏 名 ④
電 話 ()

介護保険住宅改修給付券取扱事業者として登録をしたいので、次のとおり申請します。

所在地	(〒 —)							
ふりがな 名 称								
代表者 職・氏名								
電話番号	— —				FAX番号	— —		
営業日	日	月	火	水	木	金	土	その他の 年間休日
営業時間	平日				土曜			日・祝

年 月 日

様

五島市長

印

介護保険住宅改修給付券取扱事業者登録決定通知書

年 月 日付けで申請がありました介護保険住宅改修給付券取扱事業者登録については、下記のとおり登録しましたので通知します。

なお、住宅改修費等の請求に関して不正があったとき、又は、登録内容に虚偽があったときは、介護保険住宅改修給付券取扱事業者としての登録を取り消すことがありますので申し添えます。

記

登録番号

事業者の名称

事業所の所在地

代表者職・氏名

登録年月日

備考 登録内容に変更があった場合、又は、住宅改修の事業を廃止、若しくは、休止するときは、届出をしてください。

様式第3号 (第4条関係)

介護保険住宅改修給付券取扱事業者変更届出書

年 月 日

(宛先) 五島市長

届出者 所在地

氏 名

㊦

先に提出した介護保険住宅改修給付券取扱事業者登録申請書の記載事項について、次の事項を変更しましたので、届け出ます。

介護保険住宅改修給付券 取扱事業者登録番号											
登録内容を変更した事業所		所在地									
		名 称									
変更があった事項 (該当項目番号に○)		変 更 内 容									
1	事業者の所在地	(変更前)									
2	事業者の名称										
3	代表者の職・氏名										
4	電 話 番 号										
5	F A X 番 号	(変更後)									
6	営 業 日										
7	その他の年間営業日										
8	営 業 時 間										
変 更 年 月 日		年 月 日									

様式第4号 (第4条関係)

介護保険住宅改修給付券取扱事業者廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(宛先) 五島市長

届出者 所在地

氏 名

㊦

登録に係る住宅改修の事業を（廃止・休止・再開）しましたので、届け出ます。

介護保険住宅改修給付券 取扱事業所登録番号									
廃止（休止・再開）する事業者	所在地								
	名称								
廃止・休止・再開の別 (該当するものに○)	廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開								
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日								
廃止・休止した理由									
休止予定期間 (休止の場合のみ)	年 月 日から 年 月 日まで								

年 月 日

様

五島市長

印

介護保険住宅改修給付券取扱事業者登録取消決定通知書

年 月 日付けで登録されました下記の介護保険住宅改修給付券取扱事業者について、下記の理由のとおり取消しを決定しましたので通知します。

記

登録番号

事業者の名称

事業者の所在地

代表者職・氏名

取消年月日

（取消理由）

介護保険住宅改修給付券交付申請書

（宛先）五島市長

下記のとおり、関係書類を添えて住宅改修給付券の交付について申請します。

		申請年月日	年 月 日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒	電話番号	()

*申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	被保険者番号										
	ふりがな										
	被保険者氏名			生年月日	年 月 日						
				性 別	男 ・ 女						
被保険者住所	〒			電話番号	()						

改修の内容・ 箇所及び規模			着 工 日 (予定)	年 月 日
			完 成 日 (予定)	年 月 日
改修費用	円	業者名		

備考

- 1 申請の際は次のものを添付してください。
 - ・工事内訳書
 - ・工事内容の見取図
 - ・住宅改修に係る理由書
 - ・住宅所有者の承諾書（住宅所有者が住宅改修を行う居宅要介護被保険者等でない場合）
- 2 変更がある場合は介護保険住宅改修給付券変更申請を行ってください。

<p>介護保険住宅改修給付券</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>五島市長 印</p>	
保険給付の対象となる住宅改修の上限額	円
今回の利用者負担額	円
・うち保険給付の対象費用に対する1割負担額	円
・うち保険給付の対象外利用者負担額	円
保険給付額	円
住宅改修給付券番号	

領 収 年 月 日	事業者確認印
年 月 日	

備考

- 1 本券を必ず事業者に提示してください。その際には、必ず領収年月日を記入し、事業者確認印を押印してください。
- 2 支給申請の際に本券を添付してください。
- 3 本券交付後、内容に変更がある場合は介護保険住宅改修給付券変更申請を行ってください。その際、本券は返還してください。
- 4 本券交付後、支給申請を行わない場合は本券を返還してください。返還されない場合は、新たに介護保険住宅改修給付券を交付できません。

介護保険住宅改修給付券変更申請書

（宛先）五島市長

下記のとおり、関係書類を添えて住宅改修給付券の変更について申請します。

		申請年月日	年 月 日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒	電話番号	()

*申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被 保 険 者	被保険者番号								
	ふりがな								
	被保険者氏名	生年月日	年	月	日				
		性 別	男 ・ 女						
被保険者住所	〒	電話番号	()						

改修の内容・ 箇所及び規模	着 工 日 (予定)	
	完 成 日 (予定)	
改 修 費 用	円	業 者 名

備考

- 1 申請の際は次のものを添付してください。
 - ・工事内訳書
 - ・工事内容の見取図
 - ・住宅改修に係る理由書
 - ・住宅所有者の承諾書（住宅所有者が住宅改修を行う居宅要介護被保険者等でない場合）
- 2 変更がある場合は、再度介護保険住宅改修給付券変更申請を行ってください。

様式第10号 (第9条関係)

介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給申請書

受領委任払い用

ふりがな	-----		保険者番号	/			
被保険者氏名			被保険者番号	●	●	●	●
生年月日	年	月	日生	性別	男・女		
住所	〒			電話番号			
住宅の所有者	本人との関係 ()						
<p>(宛先) 五島市長 上記のとおり、関係書類を添えて介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費の支給を申請します。 また、当該申請に基づく介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給申請及び受領に関する権限を下欄の受取人に委任します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者 (兼受領委任者)</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>							

受取人の住所 事業者名 代表者氏名	〒 住所 住宅改修 施工業者名 代表者氏名
-------------------------	-----------------------------------

金融機関名		支店名	
預金種目	普通・当座・貯蓄・その他	口座番号	● ● ● ● ● ● ● ●
フリガナ 口座名義	-----		

保険者処理欄

確認事項	事業者登録番号	給付券	領収書	内訳書	写真	支給決定額
	● ● ● ● ● ● ● ●					円

様式第11号（第10条関係）

介護保険住宅改修費受領委任私決定通知書

年 月 日

事業者名

代表者名 様

五島市長 印

住宅改修費受領委任私について、次のとおり決定しましたので通知します。

支払い予定日 年 月 日

整理番号	被保険者番号	被保険者氏名	金額(円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
	合	計	

様式第12号（第10条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書

年 月 日

被保険者氏名 様

五島市長 印

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定したので通知します。

被 保 険 者 氏 名		被保険者番号	
受 付 年 月 日		決 定 年 月 日	
利 用 者 負 担 額	円	給 付 対 象 額	円
給 付 の 種 類			
支 給 ・ 不 支 給		支 給 金 額	円
不支給・減額の理由			

振 込 先			
金 融 機 関 名		支 店 名	
預 金 種 目	普通・当座・貯蓄・その他	口 座 番 号	
フ リ ガ ナ 口 座 名 義			

・問い合わせ先 五島市福祉保健部長寿介護課

(裏面)

(教示)

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。）。

2 取消しの訴えの提起について

この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、五島市を被告として（訴訟において五島市を代表する者は五島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。